

住宅再建のための市独自の補助制度を拡充

被災した皆様の生活再建を後押しするため拡充した住宅再建支援策の概要をお知らせします。いずれの補助金も震災時にさかのぼって適用し、**平成25年8月1日から**申請を受け付けます。

なお、以下の2・3の補助金は、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業により補助を受けて移転する人は対象となりません。

| 1 被災者住宅再建支援事業費補助金 <拡充> | |
|--|--|
| <p>東日本大震災により住宅に全壊などの被害を受けた世帯が、市内で住宅を建設・購入する場合に要する費用の一部を補助します。</p> <p>▽対象者 次の2つの要件をいずれも満たしている世帯主</p> <p>①住宅が全壊（半壊解体を含む）し、被災者生活再建支援制度の基礎支援金（複数世帯100万円、単数世帯75万円）の支給を受けていること。</p> <p>②市内に自宅を建設・購入し、被災者生活再建支援制度の加算支援金（建設・購入）の支給を受けていること。</p> | <p>▽補助金額 複数世帯：200万円（拡充後） 単数世帯：150万円（拡充後）</p> <p>▽申請書類 申請書（指定様式）／被災者生活再建支援金（加算）の支給決定通知書の写し／振込先口座の預金通帳の写し</p> <p>▽申請期限 平成29年3月31日</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>拡充前にこの補助金の交付を受けている場合は、拡充後の金額との差額を交付します。該当する人には別途お知らせをお送りします。</p> </div> |
| 2 土地区画整理事業施行区域等住宅債務支援事業補助金 <新設> | |
| <p>東日本大震災により住宅に被害を受けた世帯が市内で住宅を再建する際に、住宅の建設・購入のため借り入れた資金の利子に相当する額を補助します。</p> <p>▽対象者 東日本大震災により居住する住宅に被害を受け、その住宅に代わる住宅の建設・購入のために金融機関から資金を借り入れた人</p> <p>▽補助金額 一戸につき250万円を限度 (算定上の借入利率の上限は年8.5%)</p> | <p>▽申請書類 申請書（指定様式）／り災証明書の写し／融資契約書の写し／返済計画表の写し／住宅の建設・購入に係る契約書などの写し</p> <p>▽申請期限 平成31年3月31日</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従前の被災住宅債務利子補給補助金の承認を受けている場合は、既に交付を受けた金額を除いた額の補助金を交付します。該当する人には別途お知らせを送ります。</p> </div> |
| 3 土地区画整理事業施行区域等住宅移転支援事業補助金 <新設> | |
| <p>東日本大震災により住宅に被害を受け、引き続き居住することが困難になった世帯が引越した場合に、定額を補助します。</p> <p>▽対象者 半壊以上の被害を受けた世帯（相当の理由が認められる一部損壊世帯を含む）で、市内の建設・購入または補修した住宅、賃貸住宅、災害公営住宅などに引越した世帯</p> | <p>▽補助金額 10万円（定額・1回限り）</p> <p>▽申請書類 申請書（指定様式）／り災証明書の写し／引越しの事実を証する書類（住所変更後の住民票、仮住まいの光熱水費の明細、転送された郵便物など）の写し</p> <p>▽申請期限 平成31年3月31日</p> |

詳しくは被災者支援室（内線410～413）まで。